「農産物の直売所の用に供する建築物」を申請する場合 の手続きについて

「農産物の直売所の用に供する建築物」の手続きについては、次のとおりです。

1 事前相談

農産物直売所の建築物の計画に先立ち、要件である「建築主が市街化調整区域に居住し、かつ、現に農業に従事している者であること」や「計画地を中心に半径 500mの区域の過半が市街化調整区域であること」などを事前相談で確認してください。なお、農業経営主に関する確認は別途農業委員会にご相談ください。

【ご用意いただく資料】

- (1)計画地の公図、土地の登記簿謄本(全部事項証明書)
- (2)建築物の概要がわかるもの(位置図、配置図、平面図等)
- (3)計画地を中心に半径 500mの区域の過半が市街化調整区域であることを確認する図面
- (4)計画地を中心に半径 500mの区域内の世帯数の過半が市街化調整区域内に存することを確認する資料
- (5) 造成工事が伴う場合には、造成計画平面図、造成計画断面図

2 申告書の提出

1で要件に該当していると判断された場合は、「農産物の直売所の用に供する建築物についての申告書」(以下「申告書」という。)に必要な図書を添付して提出してください。(正+正の写)申告書の受理後、耕作地の状況や建築予定地の現場調査を行い書類の内容を審査します。

回答までの期間は概ね2週間程度ですが、追加資料の提出や内容確認のためのヒアリング等を実施した場合には、さらに期間をいただくこともあります。回答結果は、担当者から電話で連絡をし、「申告書」表紙の写しの確認日欄に横浜市の受付印を押印したものを建築主に交付します。

3 回答後の手続き

- (1) 宅地造成工事規制区域内における宅地造成工事が生じる場合には、別途、宅地造成等規制法の許可を受けてください。
- (2) 宅地造成工事を伴わない場合は、建築確認申請の手続きとなります。その際に、交付した「申告書」表紙の写しを建築確認申請書に添付し、建築確認申請書の第三面 14 欄「許可・認定等」に「都市計画法第 29 条第1項第11号又は第43条第1項第5号に基づく農産物の直売所」と記入してください。

問合せ先:横浜市建築局宅地審査部 調整区域課 指導担当

Tel 045-671-4521

農産物の直売所の用に供する建築物についての申告書

(提出先)
横浜市長

横浜市長													
									令和		年	月	日
							建筑	主住所					
							氏	土山川名					ŒĪ.
								舌番号					
建築主は市街化調	整区域に	こ居住し	、現に	こ農業に	_従事	Fして	こいる	者である	らことを	以下	のとお	うり 申4	告します。
農地面積	田		m²	畑			m²	その他	ı	m²	計		m²
家畜家きん頭羽数	豚		頭	乳牛			頭	にわとり		羽	その	他	
温室ハウス等の施設面積	温室		I	m²			ハウス		m²	その			m²
	続柄	年齢		氏 名		農業	洋者 の別	続柄	年齢		氏名		農業従事者の別
家族構成及び													
農業従事者の													
別													
現在家屋の所在地等	所在地							延面積		m ²	建築し	た圧	<u> </u>
- 九仁豕座の川仁地寺	刀化工业							些 国惧		111	建築し	/C+	
都市計画法第 29 🦸	条第1項	百第 11 月	サマ はる	第 43 条	- 第 1	項第	等 5 号の	の規定に	基づく	' 農産	物のi	[売所]	について
以下のとおり計画			, , (101)	>1 0 20 >1	*> v =	2/2/	, ,	- //۵/2		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	17 4 - E		
		る農産	物の種	類									
□新築 □増築				築			□改築						
直売所の概要	またした アプチ		申請部分		既存部分			合 計			敷地面積に		
	敷地面積 建築面積		m^2 m^2			m^2 m^2				$\frac{\text{m}^2}{\text{m}^2}$	m²対する割合m²%		
	延床面積		m ²		$\frac{m}{m^2}$					m²			
	70,71	. 124	所在	听在地			地目		面積(m²)			所有者	
建築しようとする	>>/- == 6 Imm =	- /		\			27/- 11/-						
土地の概要	! の 概 要 <u>道路概要(幅員</u> m 農業振興地域 □内			\道 □外			水接続先					河川 □外	
	農用地							心坦风及 致地区	兄市口]内]内]外]外
	120/14-0	<u> </u>		,			/24	<u> </u>					271
								受付日					
担当者													
連絡先													
Tel				確認日									
, '													

建築確認申請を提出する際、建築確認申請書の第三面 14 欄「許可・認定等」に「都市計画法第 29 条第 1 項第 11 号 又は第43条第1項第5号に基づく農産物の直売所」と記入してください。 また、確認印押印後、この書面の写しを建築確認申請書に添付してください。

【添付書類】

委任状(代理者の連絡先を記入)
誓約書 (実印を押印のこと。印鑑証明書添付)
農業委員会が発行する農業経営主証明書
建築主の居住地を証明する資料(住民票等)
建築しようとする土地の公図の写
建築しようとする土地の登記簿謄本(全部事項証明書)
直売所に関する年間計画
計画地を中心に半径 500mの区域の過半が市街化調整区域であることを確認する図面
計画地を中心に半径 500mの区域内の世帯数の過半が市街化調整区域内に存することを確認する
資料
案内図 (既存建物、耕作地、申請建築物等の位置を明示したもの)
配置図、計画平面図、立面図、既存建物平面図
農地転用許可申請済証明書又は非農地証明書(写し)
その他必要な書類

						令和	年	月	日
(提出先)									
横浜市長									
	(農家の)	住	所						
		匹	夕						
			~						_ 実印
	誓	約	書						
今般、私が、市街化調整区域である			区			町			<u>番</u> の
土地に建築する建築物である、									
農産物((種類	を具体的	に記載	:)) の直	重売 <u>所</u> は	t,	
都市計画法第 29 条第 1 項第 11 号(又)	は第 43 条	第1	項第 5	i 号)にi	該当す	る建築	物とし、	て認め	られ

たものですので、申請用途の建築物として使用し、建築物の用途を変更することはもちろん、

他人に転売、賃貸しないことを誓約いたします。